

# 令和7年度 清瀬市地域福祉推進協議会 議事録

## 令和7年度 清瀬市地域福祉推進協議会 次第

日時 令和7年10月21日（火）  
午後5時30分から  
場所 清瀬市しあわせ未来センター  
ボールルーム

- 1 開 会
- 2 委員紹介
- 3 会長・副会長の選出
- 4 令和6年度における第4次清瀬市地域福祉計画の進捗状況及び評価について
- 5 第5次清瀬市地域福祉計画の策定について
- 6 その他

### 【議事要旨】

開催日時 令和7年10月21日（火） 午後5時30分から午後7時20分  
開催場所 清瀬市しあわせ未来センター ボールルーム  
参加者 委員9名(菱沼会長、小滝副会長、藤野委員、久世委員、深堀委員、池永委員、山村委員、林委員、吉田委員)  
事務局15名(福祉子ども部長、生涯健幸部長、福祉総務課長 福祉総務係長事務取扱、生活福祉課長、障害福祉課長、子ども家庭支援センター長、健康推進課長、介護保険課長、市民協働課主査、防災防犯課長、教育企画課長、教育部参事、生涯学習スポーツ課 副参事、清瀬市社会福祉協議会 事務局長、清瀬市社会福祉協議会 福祉総務課長)  
欠席者 委員2名(越永委員、古谷委員)  
事務局5名(子育て支援課長、男女共同参画センター長、未来創造課長事務取扱、都市計画課長、道路交通課長)  
配布資料 当日資料：1-2 令和7年度 清瀬市地域福祉推進協議会 事務局名簿  
3 清瀬市地域福祉推進協議会傍聴に関する取扱いについて  
5 清瀬市地域福祉計画策定に係るアンケート調査票  
事前資料：1-1 令和7年度 清瀬市地域福祉推進協議会 委員名簿  
2 清瀬市地域福祉推進協議会運営要綱  
4 第5次清瀬市地域福祉計画・第5次清瀬市民地域福祉活動計画 策定工程表  
令和6年度 地域福祉計画 目標事業評価調書（案）  
第4次清瀬市地域福祉計画

## 1 開会

## 2 委員紹介

## 3 配布資料の確認

## 4 目標事業評価の進め方

事務局より、第4次地域福祉計画と他の計画の関係について説明。続けて、目標事業評価調書の進捗状況及び次年度方針の見方について説明。

本日の会議の進め方として、以下の点について確認。

- ・事務局より4つの重点項目について報告後、施策の柱ごとに委員に審議・検討いただき、協議会の了承を受けること。
- ・当日中に了承が得られない場合は、後日事務局で意見調整をし、会長・副会長の了承を受け決定すること。
- ・本日の議事録内容については議事要旨を作成し、委員の確認後、委員名を伏せた形式で市のホームページにて公開すること。

## 5 議題 令和6年度 地域福祉計画目標事業評価調書（案）について

事務局より、令和6年度地域福祉計画目標事業評価調書（案）より、以下の重点項目の評価内容について説明。

### 【重点項目1】基本方針1、施策の柱1、方向性1「福祉教育の推進」

- 取り組み 1. 福祉の理解、ボランティア学習の推進
- 取り組み 2. 福祉の体験を通じた子どもの人間性の育成

### 【重点項目2】基本方針3・施策の柱5・方向性10「相談体制の相互連携の推進・充実」

- 取り組み20. 包括的な相談支援体制
- 取り組み21. 生活困窮者支援を通じた地域づくり

### 【重点項目3】基本方針3・施策の柱5・方向性12「支え合いの仕組みづくり」

- 取り組み26. 生活支援体制整備事業の推進
- 取り組み27. 地域住民の参加による地域連携
- 取り組み28. 支え合うきよせ委員会（生活支援・介護予防サービス提供主体等協議体）の設置・開催

### 【重点項目4】基本方針3、施策の柱6「支援を必要とする人をみんなで支える仕組みをつくる」

- 取り組み30. 地域福祉活動の推進
- 取り組み31. 地域で顔見知りになる機会づくり
- 取り組み32. 住民に身近な圏域である小地域での協議

以下協議内容。

### ○会長

まず地域福祉教育の推進の重点から。令和6年度は小中学校3校に対して実施と書いてあるが、この点について、皆さんが実施した際に感じたことがあれば。小中学校3校で限られているが、このあたりがもう少し広がっていく可能性があるのかどうか、または、せつかく学校支援地域コーディネーターの方々や地域づくりの会なども動いているので、地域で暮らしている障害のある方々や高齢の方々と接する機会を設けて、地域を基盤とした福祉教育を行うことも考えてもいいのかもしれない。その他、学校福祉教育についてはいかがか。

### ○委員

学校支援本部の委員としては、例えば、地域との結びつきのために親子両立という活動を実施し、学校と地域・生徒・保護者との関わりをどう結び付けていくか試行錯誤している。

### ○会長

実際にここに書かれていること以外にも、色々動きはあるのではないと思う。社会福祉協議会や生涯学習スポーツ課でやっているのか。また、以前、これについては知的障害などに関する福祉教育の実施を社会福祉協議会の活動計画として検討したこともある。以前小学生と施設の方との交流をされていたが、最近はいかがか。

### ○委員

コロナ後、令和6年度から再開し、令和7年1月25日に三小で交流を行った。PTA・保護者の方もかなりたくさん参加いただき、一日有意義になるように企画した。私たちはキャラバンと呼んでいる。令和7年度は八小で1月に行うということで、共同で進めている。十小からも四年生と交流したいという声があり、令和7度に少し進められたらと思っている。また、夕涼み会等を学校でやっているのに参加し、三小の防災関係の交流会を行い、地域と繋がれるようにしている。

### ○会長

法人が独自に行っていると、なかなか表に出てこない。ただ教育委員会として、施設と連携しているという部分では出してもいいような気がする。今後として、いかにこの3校から増やすことができるのか、見た目でわかりにくい障害、生きづらさを学んでいけるような福祉教育をどう行っていくのかを、交流が広がっているなかで進めただけのといい。続いて重点施策の10については横断的な連携による家族支援・世帯支援をどうしていくのかということが国の示す重層的支援体制整備事業における包括的な相談支援体制なので、それぞれでしっかりと相談することに加えて、家族支援・世帯支援で分野を超えた横断的な連携がどうなるのかというところが重要になると思う。それに関してはいかがか。

### ○副会長

近年は虐待に関する案件が非常に増えてきているという印象を持っている。虐待の要件の中には、多くが8050問題・9060問題、何らかの形で障害を抱えていらっしゃる等のことで虐待が発生してしまっている。我々は高齢の専門なので、障害分野の知識が弱く、権利擁護センター等と協力しながら何とか解決しているが、そういったことを要因とした虐待案件が非常に増えているというところが気がかりな状況なので、力を入れて、早期発見・早期解決を包括的に取り組む必要を感じている。夏休みは給食がなくなるので、きよちゃん弁当というお弁当を配る事業があるが、子供が弁当を取りにくるのではなく、親が取りに来ていた。正直、これは大丈夫なのかと不安を感じた。社会福祉協議会には報告していると思うが、何か解決するような方法や問題がどこにあるのかを考える必要があるかなと考えるきっかけになった。

### ○会長

今の話で、例えば1つの事業所で少し気になる話を受けた場合、子ども家庭支援センターや養護児童対策地域協議会へ相談や、また分野横断的な感じであれば、重層的支援会議で高齢障害事業に限定せずに話ができる。これについては委員だけではなくて実際に相談を受けている事務局の方々にもコメントいただけた方がいいと思う。例えば、社会福祉協議会では地域福祉コーディネーターをやっているが、どのように繋いで世帯支援等に展開されていくのか、教えてほしい。

### ○事務局

きよちゃん子ども弁当に関しては、社会福祉協議会だけでなく、様々な関係機関の方の力をいただいて展開している。先ほどのような気になる母子世帯は、何らかの課題がある母子世帯として対象となっている。まずこの対象になっている世帯と、特に子ども家庭支援センターや子ども食堂の運営団体、民生児童委員の皆さんを中心にいろいろ関わっていただいている。しかしながら、そのような公的なところではないが、「そだちのシェアステーションつばみ」という子どもの家でも居場所作りを展開されている。そのような法人とも連携し、対象の母子世帯について気になるという情報があれば、そういった機関にその旨を連絡し、そちらで継続的な見守りを行っている。それでも解決しない場合には、地域福祉コーディネーターへ相談もある。

### ○会長

制度の狭間の問題があったときにどこも受け止めきれないという問題が出てしまうので、包括的な相談支援体制に

においては、地域福祉コーディネーターのような人材の配置をして、受けとめていける体制をつくっていくということ。地域福祉コーディネーターが何でも解決できるということではないが、少なくとも受けとめるという部分では役割を果たすことができる。そのような点で、社会福祉協議会が関係者とも連携をとっている。そこはとても大事なところ。何かこれについていかがか。

### ○委員

資料で具体的な取組 20 での包括的な相談支援体制ということになっているが、なかなか正確な数字が出せない領域だと思う。障害・児童・介護といった今の体制で、市民の福祉関係の相談事をどのぐらい補足できているという風に評価されているのかが気になった。例えば、きよちゃん子ども弁当の話だと、我々は普段から子どもの居場所事業を週に 1 回地域開放しており、そこで気になった家庭は子ども家庭支援センターへ報告し、可能な範囲での支援体制をとることを考えている。

### ○会長

今の点について、捉えている現状や課題はあるか。

### ○事務局

例えば、子供に関することであれば子ども家庭支援センター、障害に関することであれば障害福祉課、介護等に関することであれば介護保険課、生活困窮に関することであれば生活福祉課、教育に関することであれば教育委員会、不登校に関することであれば教育相談センターが対応。どれにも当てはまらないひきこもり案件等については、私ども福祉総務課が一時対応を行っている。現在の課題としては、それらを横断する相談体制は清瀬市では十分には整っていない状況だということ。これから次年度の地域福祉計画を策定するにあたり、重層的な支援体制の整備事業についても検討する必要があると事務局としては考えている。

### ○会長

包括的な相談支援体制について、国は 2 つのパターンを示している。ワンストップ型と連携強化型。前回の計画策定でも話題になったが、そのときには、清瀬の場合は連携強化型でいくという結論になった。ただ清瀬の場合はころぼっくと市役所で相談対応を行っており、拠点が離れているっていうところもあった。地域によっては総合相談窓口を市役所のなかで設置して、横断的に対応できるようにしていくところもある。それぞれの窓口が、自部署の業務だけでなく、把握し繋げていくという意識を持ち連携強化型を追求していくやり方もあるかと思うので、これはまた今後の課題として取り上げていけたらと思う。もしかしたらまだ繋がりがきれていない方たちがいるかもしれないという視点は大事にしていけたらと思う。次に 3 つ目の、支え合いの仕組みづくり。地域包括支援センターに生活支援コーディネーターを配置して、地域の助け合いの仕組みを作って支えていくということで、信愛・清雅苑・社会福祉協議会などがそれぞれのエリアで活発に行っている。民生児童委員としては、そのあたりはどうか。

### ○委員

地域包括支援センター等が存在しない時代から民生児童委員を経験しているが、以前はひとつケースが起きると丸抱えの状況で大変だったが、現在は相談内容によって高齢者は地域包括支援センター、児童は子ども家庭支援センターというように繋ぐ先がはっきり分かれているので、随分楽になった。それでもやはり、地域包括支援センターは日頃の相談ということで、愚痴等は言いにくいことなどが高齢者から声が上がっている。我々の役目も時代によって変わってきている。

### ○会長

そのようなところを民生児童委員が受けとめてくださり、地域で受けとめられる仕組みとして、地域づくりの会議や、円卓会議や、第 2 層協議体等があったりするのだと思う。この支え合いの仕組みづくりについていかがか。

### ○委員

清瀬国際交流会では現在、外国人の様々な問題が出てきているが、親も子供も少ししか日本語ができない外国人の立場を「弱者」と考えると、清瀬に暮らしている外国人も福祉の対象になるのではないかと思う。多文化共生というものは、ある日突然起こるものではなくて、すでにそのことを考えていかなければならないと、問題が起こってからでは遅いと思っている。多文化共生の視点で、暮らしている外国人に対しても福祉という視点を取り入れたらどうなのか。

### ○会長

1 つは専門職として外国の方々のニーズを捉えてどう支えていくのかという観点。もう 1 つは、その方々が地域の中で孤立しないようにするという観点も考えると、例えば 15 ページの 12。地域住民の参加による地域連携という場面で、この「地域住民」という言葉の中に外国人の方々も意識して捉えているだろうかという視点にも繋がる意見であった。生活支援体制整備事業の高齢者をどう支えていくのかという、介護保険の方を含む事業等の高齢者になるがそこに囚われずに、生活支援体制整備事業も、高齢者だけでなく、地域で暮らす方全体を視野に入れてやっていきたいと思いますということで国の方で言っていますので、改めて、その外国人の方々の参加・交流をどうしていくのか、また障害のある方々や子供たちも含めて、地域づくりを広くとらえていけばいいのではないだろうか。

### ○委員

私ども民生児童委員は年に 1 回学校訪問を行っており、その地域の全ての民生児童委員と校長先生、副校長先生、

生活指導の先生と話をすることがある。やはり相談を受けるのが外国人の生徒の問題で、校庭までは来ても教室には入らないで校庭で遊び続けているということであった。家庭訪問も行ったが、保護者がそのことを問題視していなかった。保護者を巻き込んで本人の教育を考えなければ、問題解決はなかなか難しいと感じており、虚しさがある。こちらだけが真剣に生徒を何とかしたいと思っていると聞いたことがあった。

#### ○会長

子供たちの居場所づくりや子ども食堂など、清瀬も活発だが、外国にルーツのある子供たちがそこに繋がっているのかという視点も大事。

#### ○委員

清明小校区の地域づくりの会に所属している。清明小は小さい規模の校区だが、相互に支え合える関係性の構築に向け、顔の見える関係づくりを推進し、活動の着実な普及を図っている。年2回の主催行事や旭が丘団地夏祭りへの参加を継続し、住民間のネットワーク構築と活動の認知度向上を図っている。様々なイベントを行っているが、一気に参加の人数が増えることはなく、その地域に根ざした活動をしている団体ということで、清明小と三中と連携を取りながら活動を続けている。1点問題があり、清明小と三中に関しては、他の校区と比べて避難所の運営がかなり出遅れている状態で、委員が誰なのかもわからないくらい進んでいない。有事の際、清明小もしくは三中が避難所になったとき、誰も運営できないという状態。コロナ禍で集まりがなくなったことでかなりメンバーが変わってしまった。ずっと根ざしている地域づくりの会で、主体にはならなくとも、避難所のこと等を引き継ぎながらサポートに入ることはできるのではないかと考えている。こちらはメンバーが頻繁に変わるわけではないので、日頃からノウハウをつけ、清明小や三中の避難所運営側のメンバーが変わっても運営ができるよう、力を入れているところ。

#### ○会長

防災の部分でしっかり繋がって、顔を見る関係性をつくっていくというところ。地域の助け合いの中でシニアクラブの方々も様々な活動をしてくださっているかと思うが、いかがか。

#### ○委員

清瀬市にはシニアクラブが22団体あり、地域によって連携が取れているところとそうでないところがある。これは地域性によると思う。やはり団地のほうが活発に連携が取れて、自治会とシニアクラブが協力して、様々なことを進めている傾向にある。特に、戸建て住宅が多い小規模な地域においては、住民同士の連携がなかなか取れず、懇親会以外では孤立して活動される方が見受けられる。こうした方々は、意欲を持ちながらもシニアクラブ等の既存組織には加入せず、個人活動に留まっているのが現状。元気な高齢者が多い中、それを地域活性化に活かしていない現状は非常にもったいなく、清瀬市としてこうした方々をより積極的に活用していくべきだと考える。現在、東京都のシニアクラブ連合会では頻繁に勉強会が開かれており、厚生労働省や専門家の話を聞くことができる。講師からはいつも「行政の手の届かないところを見守って欲しい」と言われる。私たちに任せられた使命は、シニアクラブ内で互いに責任をもって見守ることである。シニアクラブの一番良い点は、顔が見える深い関係を常日頃から築いているので、何かあったときに家族の方とも連携を取り合いながら対応できる点。そういった意味でもシニアクラブの使命というのは大きいのではないかなと感じている。

#### ○会長

シニアクラブの方々が頑張ってくさっているというところ。地域によって活発なところと難しいところがあるという話だったので、例えば地域づくりの会の活動で、シニアクラブでは難しそうなところに目配りしていただくなり、地域福祉コーディネーターや生活支援コーディネーターの方々にサポートしていただくなりすると良いのではないか。地域づくりの会では、八小や清明小の方でこれから体制を整えていくといったことだったので、事業を継続していくという捉え方になる。もう1つ16ページ、小地域住民組織の立上げ支援。いわゆる地域づくりの会や円卓会議のことを指していると思う。通学路の見守りパトロールについては、先程と重なるところもあると思うので、今できているものはしっかりと体制評価をしつつ、何が漏れているのか・外国人住民や障害のある方々との連携状況・既存の活動で過度な負担により疲弊していないだろうか等を考えていければ。その他この事業評価についていかがか。

#### ○委員

市民の立場、および障害のある子供の支援に従事していた経験から意見を述べる。転入して4年になるが、市報のカラー化、市民やNPO法人・社会福祉法人の積極的な活動が可視化されており、市民としてもとても安心して暮らせる。子供たちの見守り活動についても、登校時に積極的に声をかけてくださり、子供や保護者の安心感に直結している。また、障害援やサポートに関する情報の周知徹底を挙げたい。障害のある子供の迷子等において地域コミュニティの繋がりは重要である。引き続き、地域全体で見守り・安心して生活ができる環境づくりができると思う。

#### ○会長

障害のある子供に関しては、意識的に地域社会と繋がりを持てるよう、具体的な仕組みを整えていけるといいと思う。

## ○委員

自治会向けの出前講座では、子供に関連する組織の参画が不十分であった。この出前講座がもう少しより広く市民の生活に浸透し、有効的に機能する仕組みづくりが必要。また、避難所連絡会や学校避難所運営協議会といった組織間において連携の必要性が感じられた。18 ページには充実となっているが、継続しながら、防災関連について深めていきたい。全体を通して、社会福祉協議会をはじめ各分野で様々な取り組みをされているが、民生児童委員の果たしている役割は極めて大きい。その働きに関する記述が欠落していることは、実態に即しておらず、改善の余地がある。なり手不足という課題に直面する中で尽力されている委員の活動を、市の成果として発信していくべきである。

## ○委員

評価していただき感謝しているが、我々としては陰の力として尽力したい。今夏、近隣で発生した孤独死の事例について。我々は 80 歳以上の高齢者で、単身の方とご夫婦のみの方の訪問を行っているが、亡くなった方は 80 歳以下であった。警察による居宅確認を依頼した結果孤独死されていた。記録的な猛暑の影響もあり、今後もこのような事例が増えることが懸念される。民生児童委員へ連絡をいただければ、陰ながら動けるような体制を整えていく。また、現在の『80 歳以上』という訪問基準が適切であるか、再検討の必要があると考えている。

## ○会長

防災部局と福祉部局で連携を取りながら、地域づくりへと繋げていくべき。孤独死は年齢問わず発生するので、元気なうちからの関係づくりが重要。民生児童委員だけでなく、ライフライン業者と協定による声かけ、ふれあい協力員の活用になるか。

## ○委員

ふれあい協力員については、現在は年に一度会議開催だが、なかなか連携が取れていない状況のため、立て直しが必要ではないか。

## ○会長

現在は、ふれあい協力員からの希望があった場合に、月に 1 回訪問するという形か。

## ○事務局

基本的には、介護や様々な障害などで繋がっていない方の見守りが対象になっていて、手挙げ方式になってしまっている。手を挙げた方に対してふれあい協力員をマッチングし、電話連絡や週 1 回の訪問などを行っている。一方で、ふれあい協力機関について、例えば協力を結んでいる新聞やヤクルトの配達業者などの機関から、新聞が 3 日間まっているような場合にはすぐに連絡をもらうような体制は整えている。先ほどの話にもあった、70 代の孤独死された件では難しい年齢層であるが、現在介護保険課では医療と介護の一体的な運営も行っているので、健康状態不明者に関しては、医療機関の受診をされていないため訪問することもできる。少しずつ網の目は広がっているのではないか。

## ○会長

課題認識を共有して次に繋げていけたらと思う。以上で議題を終了する。